

研究の窓

社会保障の「あるべき姿」とは？

山 田 雄 三

社会保障を政策的に論ずる場合、われわれはその「あるべき姿」を問うであろう。しかし、それがどういうものかは簡単には定め難い。一般に社会的な制度なるものは現実の不備を批判しながら形成され再形成されるのであって、そういう過程を離れて「あるべき姿」を描くのであってはならない。

社会保障の範囲について、それは真に困っている人たちの救済に限るべしという説がある。今日の社会保障は国民一般を対象とし、保障の種類としては年金、生活保護、医療、福祉などに分かれ、給付の方法としては金銭給付とサービス給付とがあり、それらを賄う財源としては保険方式と税方式とがある。多様化された社会保障の要求に迫るために、複合的に幾つかの接近方法を組み合わせることが必要になる。それらの組み合わせは国によっていろいろ異なるパターンを表わすことはあるが、いずれかの一面を取り出してそれを社会保障の基本的な「あるべき姿」と解することは疑問である。社会保障の行き過ぎを抑えようとして真に困っている人たちの救済に限ろうとするのは、国民一般を対象としたこれまでのいろいろな努力を無下に斥けることになる。

もちろん、国によって異なる社会保障体系のパターンは固定したものではない。欠陥があれば修正し、よりよい工夫があれば採用して、絶えず形成・再形成を試みなければならないであろう。かつて社会保障の「日本型」なるものが好んで論じられたことがある。家族関係とか労使関係とか、さらに企業活動などに日本特有のものを求めることは賛成であるが、社会保障には国別のパターンを越えてそれ自体を動かす諸要因があることを忘れてはならない。しかもそれらは、例えば自由と平等、進歩と安定など、互いに矛盾対立を示すのであって、それらの弾力的な調整こそ直面すべき問題なのである。

今日、社会保障の「あるべき姿」についてとくに問題になるのは、国および個人の役割をどのように考えるかということであろう。しかしここでも固定的に役割分担を定めようとするのは間違いである。たしかに個人が処理できない事故は

ふえているけれども、どこまでが個人の責任かはそんなにはっきり決められるものではない。問題は多分にその国の民度の発達に依存するものであって、流動的なのである。衣食足りて礼節を知るというように、生活が豊かになれば多少とも社会のために貢献しようとし、少なくともそれを犠牲と考えなくなる。そこに社会的に育成される民度が問われる。現実的には、個人がやっとうまくいけば国が干渉する必要はないし、国がやっとうまくいけば個人に任せる必要はないと考えられるのである。すなわち責任分担は固定的に定められるのではなく、現実 whichever 側の側にどんな不都合があるかに応じてその分担の改善を講ずることになるのである。

ポッパーのいうように、何が「幸福」かというよりも、どうしたら少しでも「不幸」を除けるかというほうが現実的なのである。社会保障でもそうである。例えば年金について「老後を不安なく暮らせる年金」とか、医療について「誰でも何時でも診てもらえる医療」とかいう主張がある。それらは現実を離れてただ抽象的に望ましいものを言明したに過ぎない。政治的スローガンならばそれもよいが、われわれ研究者としては問題を現実に戻さねばならず、とくに財源の裏づけを離れて問題を取り上げることはできない。最近、諸制度の統合とか総合とかいう問題にからんでとくに財政調整の必要が論じられ、連帯感の導入が語られるが、この連帯感も単にスローガンとしてもち出されるべきではない。民主主義の社会においては権利意識に伴って義務意識が必要だが、とかく義務意識が衰退している現実をふまえながら、どのようにして連帯感が制度化されるべきかが問題になるのである。要するに、社会保障について「あるべき姿」が問われなければならないが、それを理想主義的に独断するのではなく、現実批判をふまえ、かつ実現の可能・不可能を吟味しながら、現実主義的に考えることが必要である。そこに政治的スローガンと区別してのわれわれ研究者の立場がある。

(やまだ・ゆうぞう 一橋大学名誉教授)

テーマ「社会保障をめぐる公私の役割」

レポート：成熟社会における社会福祉と自己負担……………	(大阪府立大学教授)	大野吉輝
レポート：私的扶養に対する公的扶養としての 社会保障の役割……………	(社会保障研究所主任研究員)	堀 勝 洋
コメント：……………	(専修大学教授)	正 村 公 宏
コメント：……………	(東京都立大学助教授)	小 林 良 二
討 論：(司会)……………	(社会保障研究所長)	福 武 直

あいさつ

福 武 直

第18回の社会保障研究所シンポジウムを開催させていただきます。

本年度は「社会保障をめぐる公私の役割」というテーマを掲げましたが、公私の役割を論じることによって、私の役割を高めるというような意図は毛頭ありません。社会保障をこれから進めていくうえにおいて、公正かつ効率的な進め方が必要であるという観点から考えたことであり、財政が厳しいから自助を高め、私の役割を大きくしようという意味ではないということを、お断りしておきたい。

ところで本年度はご報告を大阪府立大学の野大さんと、社会保障研究所の堀さんをお願いし、そして専修大学の正村さんと、都立大学の小林さんにコメントをしていただくということで、進めて

いただくわけだが、ご報告していただくお二人のテーマが、どちらかという福祉サービスのほうに関連することになりました。社会保障に関しては長い間、低所得階層対策という位置づけがされて、推移してきたが、現在変わってきていることは、ご承知のとおりで、一部の企業的なサービスを購入できる階層は別として、全階層が福祉サービスに対する需要を高めているというふうに考えるわけであるが、そういう面からいっても、その福祉サービスをめぐって、公正な公私の役割分担ということを考えることは、大きな意味をもつものとする。

そういうわけでお二人からお話をお聞きし、正村さんと、小林さんからコメントをしていただくわけだが、大野さんのコメントは誰、堀さんのコメントはどなたにお願いするというふうには考えていないので、自由にコメントしていただきたい。

それでは早速大野さんのご報告からお聞きすることにして、本題に入ってまいりたい。では大野さん、よろしくお願いいたします。